

平成30年第1回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2月定例会会議録

平成30年2月8日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

平成30年2月8日（木曜日） 午後2時開議

○出席議員

1番	有本 純子	2番	市位 謙太
3番	守島 正	4番	土岐 恭生
5番	米田 敏文	6番	宮本 恵子
7番	藤木 栄亮	8番	久保 隆
10番	太田 徹	11番	寺坂 修一
12番	池田 治子	13番	丹羽 実
14番	福嶋 光広	15番	大坪 教孝
16番	雪本 清浩	17番	竹田 光良
18番	中谷 清豪	19番	中植 昭彦
20番	坂上 巳生男		

○欠席議員

9番 大野 幾子

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	竹山 修身
副広域連合長	阪口 伸六
副広域連合長	淺利 敬一郎
副広域連合長	松本 昌親
事務局長	薦田 昌弘
事務局次長兼 総務企画課長	大森 秀樹
資格管理課長	関口 富美夫
給付課長	太田 良一

○職務のため出席した者

書	記	木村	秀世
書	記	名越	千智

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議案第1号	平成29年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)
	議案第2号	平成29年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第4	議案第3号	平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第4号	平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第5号	大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○中谷議長 議会の開催に当たりまして、広域連合長よりご挨拶があります。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 広域連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成29年度一般会計、特別会計の補正予算案及び次期保険料改定を含む平成30年度の一般会計、特別会計の予算案並びに条例の一部改正につきましてご審議をお願いすることといたしております。議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

広域連合では、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の安定的な運営に向けて円滑な事業運営に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○中谷議長 ただいまの出席議員は19名であります。議員定数20名の半数以上の出席により、定足数に達しております。

9番、大野幾子議員は、本日の会議を欠席する旨の届がありましたので、ご報告いたします。

これより平成30年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番、竹田光良議員、19番、中植昭彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月8日の一日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日2月8日の一日と決定しました。

日程第3、議案第1号「平成29年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第2号「平成29年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題とします。

理事者の説明を求めます。

薦田事務局長。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 議案第1号、第2号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第1号「平成29年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

平成29年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額の増減はございません。詳細につきましては、10ページ以降、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページ、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を2,145万9,000円減額しております。これは、平成28年度決算認定による繰越金増額に伴い、市町村負担金が一部不用となることによる減でございます。あわせて、4款1項1目繰越金を同額の2,145万9,000円増額しております。

続きまして、議案第2号「平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。予算書の3ページをお願いいたします。

平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ250億8,428万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1兆1,445億889万5,000円と定めるものです。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金を1,514万3,000円減額しております。これは、平成28年度決算認定による繰越金増額に伴い、市町村負担金が一部份不用となることによる減でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目後期高齢者医療制度事業費補助金を2,046万8,000円増額しております。これは、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業に対する拠出金について、当初の予定額以上に拠出が必要になったことに加えて、市町村が実施する在宅要介護者等への訪問歯科健診等や、保険料収納対策などの医療費適正化等推進事業費が事業費補助金の対象となったため、増額補正を行うものです。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金を221万2,000円増額しております。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金を9,807万7,000円増額して

おります。これは、健診受診者数が当初の見込みよりも増加したことにより、健康診査に係る予算が不足することから、医療給付費準備基金から必要額を繰り入れることにより増額補正を行うものです。

9款1項1目繰越金を249億7,867万円増額しております。これは、平成28年度決算認定により事務費及び事業費の前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、16、17ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を604万1,000円増額しております。これは、歳入時にもご説明いたしました医療費適正化等推進事業費分の増額によるものです。

3款特別高額医療費共同事業拠出金、1項特別高額医療費共同事業拠出金、1目特別高額医療費共同事業拠出金を1,442万5,000円、2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金を2,000円それぞれ増額しております。これも、歳入時にご説明いたしました特別高額医療費共同事業拠出金及び当該事業に関する事務費拠出金が当初の予定額以上に拠出が必要となったため、増額補正を行うものです。

4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費を9,807万7,000円増額しております。これも健康診査の歳入の繰入金と同じく、健康診査の受診者数の増加により増額補正を行うものです。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を81億5,797万5,000円増額しております。これは、平成28年度決算認定による剰余金の一部を基金に積み立て、医療給付費の予想外の増加や、次期以降の保険料増加抑制に充てるものです。

次に、18、19ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を168億776万4,000円増額しております。これは、平成28年度に受け入れ超過となった市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに特別調整交付金等の各返還金の増額によるものです。

議案第1号、第2号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○中谷議長 議案第1号及び議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決します。

以上の議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号は、原案のとおり可決され

ました。

日程第4、議案第3号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の件」の3件を一括議題とします。

理事者の説明を求めます。

薦田事務局長。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 議案第3号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

資料は、お手元、平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1億9,479万9,000円、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきまして、一時借入金の限度額を6,000万円と定めております。

詳細につきましては、別冊になります一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の1ページに歳入の総括、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載いたしております。

一般会計歳入歳出予算の総額は1億9,479万9,000円で、前年度比で328万1,000円、1.7%の減となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入の主な内訳でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金につきましては、1億9,121万2,000円を計上いたしており、広域連合の運営に係る人件費及び事務費等の負担金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳出の主な内訳をご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目電子計算費につきましては、1,829万3,000円を計上し、前年度と比較して400万1,000円の減となっております。主な理由といたしましては、平成29年度に予算計上しておりました公会計システムに係る一時経費が不要となったためです。

12、13ページをお願いいたします。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしております。

14、15ページでございます。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

一般会計に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療に関する収入及び支出について特別会計を設けることが義務づけられているものでございます。

では、1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1兆1,224億8,453万3,000円、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第3条におきましては、一時借入額金の限度額を700億円、第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

2ページ、3ページをお願いいたします。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

4ページをお願いいたします。

こちらでは、債務負担行為の事項等をお示しいたしております。

それでは、特別会計補正予算の詳細につきましてでございますが、別冊の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。

歳入歳出予算の総額は1兆1,224億8,453万3,000円で、前年度比較で60億4,956万3,000円、0.5%の増となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主な内訳といたしまして、1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、資格管理事務及び保険給付事務に係る人件費並びに事務費等の負担金、2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金、3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金で、いずれも被保険者数の増加等により、前年度比で増としております。

2 款国庫支出金の 1 項国庫負担金及び 2 項国庫補助金とも増となっておりますが、主な理由といたしましては、同じく被保険者数の増加等によるものです。

6 ページ、7 ページをお願いします。

3 款府支出金、1 項府負担金につきましても、同じく被保険者数の増加等に伴いまして、増としております。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目後期高齢者交付金は、現役世代からの支援に係る交付金で、高齢者が負担すべき割合であります高齢者負担率が 10.99% から 11.18% に引き上げられたため、交付金の額を減としております。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超えるもののうち、200 万円を超える部分であります特別高額医療費の共同事業に対する交付金でございますが、対象となる医療費の総額が増加となったことにより、昨年度より増としております。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目医療給付費準備基金繰入金の 70 億円につきましては、平成 30 年度、31 年度の保険料改定に当たり、平成 29 年度の剰余金見込み 140 億円を保険料軽減のための財源として投入することとし、うち初年度分として、平成 30 年度に繰り入れする額でございます。

9 款 1 項 1 目繰越金の 1 億 5,987 万 9,000 円につきましては、標準システムの機器更改に係る費用等につきましても、市町村に過度な負担とならないよう、繰越金を充当するものでございます。

12、13 ページをお願いいたします。歳出の主な内訳でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の主な内容につきましては、資格管理事務、保険給付事務に係る委託料、人件費負担金及び通信運搬費並びに手数料等でございます。

14、15 ページをお願いいたします。

2 目電子計算費の 8 億 5,369 万 8,000 円につきましては、前年度比で増となっておりますが、これは、平成 30 年度が標準システム機器更改を行う年度であるため、システム端末機及びサーバー等の更新に係る費用が新たに生じることから、昨年度より増としております。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目療養給付費及び 2 目審査支払手数料につきましては、被保険者数の増加等により、それぞれ昨年度より増としております。

2 項高額療養諸費、1 目高額療養費及び 2 目高額介護合算療養費につきましても、被保険者数の増加等により増としております。

16、17ページをお願いいたします。

3項その他医療給付費、1目葬祭費につきましても、被保険者数の増加等により、増としております。

3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金の4億5,130万7,000円につきましては、被保険者数の増加により、増としております。

4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費の30億7,268万円につきましては、健康診査の受診者数の増など及び平成30年度より歯科健診を全市町村で実施することとなったことにより、増としております。

20ページ、21ページをお願いします。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示しいたしてしております。

22ページ、23ページには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしてしております。

特別会計予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の件」についてご説明いたします。資料につきましては、「提出議案（予算案を除く。）」と表記してあります冊子の1ページ目になります。

後期高齢者医療保険における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2年を通じて財政の均衡を保つよう算定することとなっております。平成30年度から新たな保険料の算定期間に入るため、平成30年度及び31年度における保険料につきましては、条例において規定するものでございます。

第8条の6といたしまして、平成30、31年度の所得割率を0.0990とする。第9条の6といたしまして、被保険者均等割額を5万1,491円といたします。また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に基づきまして、第10条におきまして、保険料の賦課限度額を62万円に、第14条におきまして、後期高齢者医療制度における均等割額の軽減対象となる被保険者の所得額の基準を引き上げるよう改正いたします。あわせて、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に基づきまして、第20条におきまして、保険料を徴収する被保険者を見直すものでございます。

施行期日につきましては、平成30年度以降の措置であることから、平成30年4月1日としております。

後期高齢者医療に関する条例一部改正の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○中谷議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号から第5号に対する質疑を行います。

通告がありますので、通告順に指名します。

坂上巳生男議員。

〔20番 坂上巳生男君 登壇〕

○坂上議員 それでは、通告に従いまして、条例の一部改正の件及び平成30年度後期高齢者医療特別会計予算について、3点お伺いいたします。

まず1点目は、保険料軽減特例措置の見直しの影響についてであります。平成30、31年度保険料率の改定について、被保険者均等割額、所得割率ともに引き下げになるということは大いに歓迎するところではあります。平成29年度から実施された保険料軽減特例の見直しにより、平成30年度は被用者保険の元被扶養者であった方々の均等割額の軽減範囲の縮小や、一定所得までの被保険者に課せられる所得割額の軽減が廃止されることとなります。この軽減特例の見直しにより、大阪府広域連合で影響を受ける被保険者はどれくらいの人数となりますか。

2点目は、電子計算費の増額についてであります。平成30年度後期高齢者医療特別会計予算では、電子計算費が大きく増額となっています。先ほども説明がございましたが、再度詳細にその理由の説明をお願いいたします。

3点目は、健康診査費の増額についてであります。健康診査費の増額についても、先ほども説明がございましたし、そしてまた予算の附属資料にも説明がされておりますが、これについてもより詳細な説明をお願いしたいと思います。

○中谷議長 ただいまの説明について、理事者の答弁を求めます。

大森総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 大森秀樹君 登壇〕

○大森事務局次長兼総務企画課長 保険料軽減特例措置の見直しの影響についてでございますが、後期高齢者医療制度における保険料の低所得者対策としまして、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割を軽減する制度、また、被用者保険の被扶養者であった者については、2年間に限り均等割を5割軽減し、所得割を賦課しない制度が設けられております。この制度に加え、国の予算措置において、保険料軽減特例措置として、後期高齢者医療制度施行時の激変緩和の観点から、低所得者のさらなる軽減として、7割軽減に上乘せして、均等割を9割または8.5割軽減する措置と、一定額以下の所得の方については、所得割を5割軽

減する措置、また、被用者保険の被扶養者であった者のさらなる軽減として、均等割を9割軽減する措置などが実施されてきました。

しかし、国において、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料軽減特例措置については、平成29年度より見直しがされております。

平成30年度における具体的な見直し内容ですが、所得割額の賦課対象者のうち、所得割算定額に係る賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方で、年金収入のみの場合ですと、その収入が約153万円から約211万円の範囲の被保険者につきましては、所得割2割軽減が廃止されることになり、大阪府後期高齢者医療広域連合で影響を受ける被保険者は、今回の保険料率改定時の試算によりますと、全被保険者の約10.3%、約11万9,000人になります。

次に、被用者保険の元被扶養者につきましては、均等割額7割軽減が5割軽減に縮小されることになり、同じく大阪広域で影響を受ける被保険者は、全被保険者の約2.8%、約3万2,000人になります。

保険料軽減特例措置の見直しの影響については以上でございます。

続きまして、電子計算費の増額についてでございますが、特別会計予算の電子計算費につきましては、平成29年度予算と比べて2億9,929万8,000円の増となっております。予算が増加している主な理由につきましては、後期高齢者医療広域連合電算システムの機器更改によるものです。この電算システムは厚生労働省が中心となって開発している全国共通の標準システムであり、おおむね5年ごとに機器更改がされております。100万人を超える被保険者の資格の管理、保険料の賦課決定、医療給付の業務を行うシステムであることから、その安定した稼働を確保することは非常に重要であると考えております。予算が増加した具体的な項目といたしまして、まずシステムの更新に係る経費が約2億円必要となります。また、被保険者数の増加に伴いサーバー等の機器の規模を大きくすることや、データ量の増加による処理速度の低下に対応しまして、データベースのソフトウェアを高速なタイプに変更することから、機器のリース代や保守経費が増加しております。これらの仕様は国から示されたもので、電算システムの安定した稼働を確保するためには必要なものでございます。

次に、健康診査費の増額についてでございますが、糖尿病等生活習慣病を早期発見するために身体計測や血液検査等を行う健康診査につきましては、受診率が毎年上昇しており、被保険者数についても増加していることから、平成30年度の受診者数は昨年度より増加することを想定しております。また、検診項目としてクレアチニン検査を追加することや、精密検

査の基準変更に伴い、精密検査受診対象者が増加することで、検診費用単価が増額となります。これらのことから、健康診査に係る費用は前年に比べ増額となります。また、平成30年度から、本広域連合の事業といたしまして、府内全被保険者を対象としました後期高齢者医療歯科健康診査の実施を予定しており、事業実施に係る予算を新たに計上しております。

以上でございます。

○中谷議長 坂上議員、続いて質疑ありますか。

坂上議員。

〔20番 坂上巳生男君 登壇〕

○坂上議員 それでは、ただいまいただきました答弁に対しまして再質問させていただきます。

まず、電子計算費の増額の件であります。電子計算費の増額の理由はよくわかりました。しかしながら、決算時にいただいた資料では随意契約等もかなり見受けられましたが、契約の方法の見直しも含め、節約の努力はされているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

次に、健康診査費の増額の件であります。この件につきましては、受診者数の増加、クリアニン検査の追加や精密検査の基準変更による健診費用の単価の上昇などをご説明いただきました。総じて健診に力を注いでいると感じております。より一層受診率を向上させる取り組みはどのように実施されておりますか。また、市町村で実施されている保健事業との連携はどのように進めているのでしょうか。お尋ねいたします。

最後に保険料軽減特例の見直しについてですが、平成30年度の保険料軽減特例の見直しにより、大阪府広域連合で影響を受ける被保険者の数は全体の1割を超えるとのことのお答えでした。保険料軽減特例見直しは、高齢者の生活に少なからず影響を与えることから、その周知はより丁寧に行われなければならないと考えます。被保険者への広報、周知はどのように行っていくのでしょうか。また、今回は見直しの対象とならず据え置きとなった低所得者に対する均等割の9割、8.5割の均等割軽減ですが、これが廃止されれば、例えば現在9割軽減の方が7割軽減となり、保険料は3倍にもなってしまいます。このことから、均等割の軽減特例が継続されるよう、広域連合として国にしっかり要望を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○中谷議長 ただいまの質疑について理事者の答弁を求めます。

大森総務企画課長。

〔事務局次長兼総務企画課長 大森秀樹君 登壇〕

○大森事務局次長兼総務企画課長 電子計算費の増額についてでございますが、電子計算費の経費節約の努力としましてご説明いたします。

契約方法でございますが、平成30年度の機器更改では、システムの安定した稼働を確保するため、現行システムの保守運用をしている業者に随意契約する予定ですが、費用の大きなサーバーや端末などの機器リース、保守業務については一般競争入札を行うことで経費の削減を図ります。

これ以外の経費節約の努力としまして、市町村の窓口に設置する端末につきましては、市町村の窓口の実情に応じて、従前よりノート型やデスクトップ型など複数の種類の端末を広域連合からお配りしておりました。丁寧に調整を進めた結果、平成30年度は端末の種類を減らすことができ、端末調達に係るコストを削減できる見込みでございます。

また、市町村と広域連合の被保険者情報の連携につきまして、平成30年度から連携の方法を見直すことで、システムのメンテナンス費用を削減いたします。

広域連合といたしましては、電子計算費などの事務的な経費については、今後とも市町村などの関係者の理解と協力を得ながら経費削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中谷議長 太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 給付課長の太田でございます。

私のほうからは、健康診査費の増額について答弁いたします。

健康診査をできるだけ多くの被保険者に受診いただくための取り組みといたしましては、受診券送付の際にパンフレットを同封するなど、さまざまな取り組みを行っております。また、健康診査未受診者に対し受診勧奨の案内を送付しており、昨年12月には約1万8,000人の被保険者に送付いたしました。平成30年度につきましては、送付数をさらに増加する予定でございます。

また、大阪府後期高齢者医療広域連合では、市町村の健診担当者と意見交換を行うなど、保健事業に関して情報共有しているところでございます。

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施につきましては、広域連合と府内の市町村との連携が重要であると考えていることから、今後も健診のデータを連携するなど、市町村とともに保健事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中谷議長 関口資格管理課長。

〔資格管理課長 関口富美夫君 登壇〕

○関口資格管理課長 資格管理課長の関口でございます。

私のほうからは、保険料軽減特例措置の見直しに係る広報、周知及び国への要望につきましてお答えさせていただきます。

保険料軽減特例の見直しに関する広報、周知でございますが、被保険者の方々にわかりやすくご理解いただくために、大阪府内の全市町村にポスターを掲示し、窓口にはリーフレットを設置し、広報、周知に努めてまいります。さらに、7月に全被保険者に送付いたします平成30年度の被保険者証に保険料軽減特例の見直しの内容を詳しく説明したリーフレットを同封するなど、被保険者お一人お一人にご理解いただくために、丁寧な広報、周知に努めてまいります。

続きまして、均等割の軽減特例措置でございますが、後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方々の医療を国民全体で支える仕組みでございます。医療に係る費用の約5割を公費で、約4割を現役世代からの支援金で賄い、残りの約1割を高齢者からの保険料としてご負担いただいているものです。さらに、政令本則におきまして、保険料の低所得者対策としまして、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割を軽減するなどの制度が設けられております。そして、国の予算措置として、均等割を世帯の収入に応じて7割軽減を受ける者について、さらに特例として軽減措置を追加し、9割、8.5割軽減とする保険料の低所得者対策などが実施されており、全被保険者の半数近くがその対象となっております。

この所得の低い被保険者に対する均等割の軽減ですが、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施する方針であることから、今回の見直しは見送られたところでございます。

全被保険者の半数近くが影響を受けることから、先ほど坂上議員がおっしゃられたように、昨年11月15日、全国広域連合協議会から厚生労働大臣宛てに「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出してきたところでございます。

低所得者などに対する保険料軽減特例措置の見直しにつきましては、国において検討が進められているところではあります。大阪府後期高齢者医療広域連合としましては、国の動向を注視し、保険料軽減特例の見直しが低所得者の生活に影響を与えないよう、さまざまな機会を捉えまして引き続き国に対して強く求めてまいります。

以上でございます。

○中谷議長 坂上議員、続いて質疑ありますか。

坂上議員。

〔20番 坂上巳生男君 登壇〕

○坂上議員 それでは、3回目ですので意見、要望とさせていただきます。

まず、電子計算費の件ですが、電子計算費の節約の努力は理解いたしました。システムの変更など電子計算費は制度変更のたびに大きく膨らんでおります。さらなる創意工夫をお願いいたします。

健康診査費についてですが、市町村との連携は大変難しい面もあるかとは思いますが、受診促進や健康指導について、市町村と連携しながらデータを共有しつつ、より一層進めていただきたいと思います。

3点目は、保険料軽減特例の見直しについてですが、先ほどのご説明で、広域連合としても要望していただいていることは理解いたしました。今後は、より積極的な立場で軽減特例が継続されるよう要望活動の継続をお願いいたします。私どもも市町村議会において、意見書などの方法で国に対して要望を続けてまいりたいと考えております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○中谷議長 坂上議員の質疑は終わりました。

次に、池田治子議員。

池田議員。

〔12番 池田治子君 登壇〕

○池田議員 12番、門真市、池田治子でございます。

平成30年度特別会計歳出予算のうち、5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費について質問します。

予算金額が平成29年度当初予算20億1,895万6,000円に比較して約10億5,000万円増えて、30億7,268万円となっています。増加率は1.5倍と大きく増えていますが、この内容としては、歯科健診が全市町村で実施されることが含まれていると聞き及んでおります。近年、メディア等で歯周病が取り上げられる機会が増えていきます。歯周病と全身疾病の関連性が明らかになってきたこと、また、特に高齢者に多い認知症との関連性も報告されており、府民の皆さんの関心も高いところだと思われれます。30年度から全市町村に歯科健診が拡大されるに至った背景についてお聞かせください。

○中谷議長 ただいまの質疑について理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 ただいまの池田議員のご質疑に対しまして答弁いたします。

厚生労働省は、平成26年度に、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯や歯肉の状態、口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施するとして、それまでの後期高齢者医療制度事業費補助金における補助対象であった健康診査事業に新たに歯科健康診査を追加し、都道府県の後期高齢者医療広域連合に対し、歯科健康診査の実施を検討するよう通知されました。そのため、大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成27年度から本広域連合が指定する検査項目で歯科健診を実施する市町村に対しまして補助金を交付する補助方式で事業を開始いたしました。平成27年度は43市町村中5市町、平成28年度については15市町、平成29年度につきましては23市町で実施している状況であります。

一方、平成28年度に未実施市町村も含めた全市町村に歯科健診の実施及び検討状況について聞き取り調査を行った結果、補助事業としての実施が困難な市町村が複数あること、また、既に実施している市町において検査項目や検査方法等が統一されていないことがわかりました。同じ制度の被保険者間において、お住まいの市町村によっては歯科健診が受診できない被保険者が存在している状況であることから、本広域連合では、府内の後期高齢者医療制度の全被保険者が同一条件で歯科健診を受診していただける事業にすべきであると考え、これまで市町村や関係機関等と協議を重ねてまいりました。

その結果、平成30年度からは本広域連合の委託事業といたしまして歯科健診をスタートすることとし、事業に係る費用を当初予算に計上しているものでございます。

以上でございます。

○中谷議長 池田議員、続いて質疑ありますか。

池田議員。

〔12番 池田治子君 登壇〕

○池田議員 この歯科健診事業実施により、高齢者の口腔ケアが広く行われ、健康長寿の推進に結びつくことが望まれます。これを機会に広域連合として口腔ケアの重要性を府民により広く周知するべきだと思っておりますが、お考えをお聞かせ願います。

○中谷議長 ただいまの質疑について理事者の答弁を求めます。

太田給付課長。

〔給付課長 太田良一君 登壇〕

○太田給付課長 高齢者における口腔ケアにつきましては、国においても歯周病を起因とする細菌性心内膜炎、動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するために重要であると考えていることから、後期高齢者に対する歯科健診を推進するよう強く求めているものであります。

議員ご指摘のように、自分の歯や口腔機能の状態を知っていただくために、多くの被保険者に歯科健診を受診いただけるよう、被保険者へのチラシの送付や、広域連合のホームページ、また市町村広報紙への掲載、市町村窓口や関係機関でのポスター掲示等による事業周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中谷議長 池田議員、続いて質疑ありますか。

池田議員。

〔12番 池田治子君 登壇〕

○池田議員 門真市においても、健康福祉センターにて、休日緊急歯科診療、障がい者歯科診療を行っているほか、歯科健康展や介護予防教室など、歯科医師会や地域包括支援センターと連携しながら、市民への情報提供、周知を図っています。府民の健康長寿にしっかりとつながる施策となるよう期待を申し上げて、質問を終わります。

○中谷議長 以上で質疑は終了しました。

これより日程第4の議案第3号、第4号及び第5号の3件を一括採決します。

以上の議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中谷議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、第4号及び第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおりご決定をいただき、厚くお礼申し上げる次第でございます。

今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

して、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中谷議長 これをもちまして、大阪府後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会を閉会いたします。

午後 2 時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 中谷 清豪

署 名 議 員 竹田 光良

署 名 議 員 中植 昭彦